

## 児童養護施設藤崎台童園 令和8年度事業計画

児童養護施設藤崎台童園は、施設運営の基本理念として、次のような理念を掲げ、運営を行っています。

### [施設運営の基本理念]

- ① 子どもたちの最善の利益を基本として養護を行います。
- ② 子どもたちの権利を守り、生きる力（自尊感情）を育みます。
- ③ 子どもたちのよき伴走者としてともに歩み、ともに成長します。
- ④ 子どもたちに望ましい家庭像をさし示し、虐待の連鎖を防ぎます。
- ⑤ 施設も社会の一員としてすべての子どもの子育ち、子育てを支えます。

藤崎台童園では、こうした理念に基づき、社会的養護を担う施設として、日常の養護を通じて子どもの心身の健康を促進し、子どもの育ちとその自立を支えるといった従来からの役割に加えて、家庭や地域の養育機能の低下や児童虐待の増加という状況を踏まえ、被虐待児などのスペシャルニーズへの対応や地域の子育て家庭の支援など“児童家庭支援”のための施設としての役割も果たすべく、令和8年度は次のような事業を実施していきたいと考えています。

### (1) 子どもの権利擁護への取り組み

- 子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重するといった観点から、「ご意見箱」を設置し、子どもの意向や意見を聴取して、児童処遇に反映させます。また、「ご意見箱」に投書された要望等については、苦情解決委員会に諮り、第三者委員の意見なども踏まえて、改善に努めます。
- 月1回、こども会議を開催し、子どもが意見を表明できる場を設けます。
- 子どもが自分の気持ちを言葉にできるようサポートするなどアドボケート機能を果たします。
- 子どものプライバシーを保障します。
- 権利ノートを活用し、子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取り組みを実施します。

## (2) 個別化と家庭的養護を推進するための取り組み

- 一人ひとりのニーズにあわせた個別支援計画を立て、支援目標や支援方法などを明確にします。
- 個別支援計画についてはP D C Aサイクルに基づく必要な見直しを行います。
- ライフストーリーワークを実施します。また、思い出ボックスの整理などにより子ども自身が自分を見つめ、振り返る時間を設けます。また、子ども自身でアルバムに入りたい写真を選び、誕生日にアルバムを渡し育ちの整理を行っていきます。
- 子どもひとりひとりと向き合う時間を作り、個々の子どもの気持ちを大切にするとともに、子どもに対する受容的・支持的かかわりを心がけます。

## (3) 発達の保障と自立支援の取り組み

- 児童間の暴力やいじめ、非行の防止のための指導を行います。
- 基本的な生活習慣を身に付けさせるための生活指導を行うとともにお金の使い方を学んだり、小遣い銭の記帳、物品の整理整頓や管理の仕方、調理の方法を学ぶなど、家庭生活に必要なスキルを身に付けさせます。
- 習い事、地域行事への参加、ボランティア体験、季節にあわせたホーム行事の実施などを通じ、様々な社会体験を積み重ねます。
- 学習指導や学習塾への通塾により、毎日の学習の習慣づけと学習能力の向上を図ります。また、児童個々の適性、能力等に応じて学習を支援するとともに、自分の力で考え、調べ、必要なら尋ねるといった学習の仕方を学ばせます。また、テストや模試の後には一緒に振り返り、学習課題を明確にするるとともに、具体的な目標の設定、学習方法などの支援を行います。
- 受験を控えた児童には、子どもと一緒に将来を見据えた目標を設定し、その目標に合った志望校選定の支援を行います。
- 幼児や低年齢の子どもたちについては、絵本やタブレットなどの媒体を用いて、思いやりの心を育てるなどの情操教育を行います。

- (4) 虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み
- 心理療法担当職員を配置し、虐待や分離体験等によって心的外傷を負った児童に対し、遊戯療法やカウンセリングなどの心理療法を実施し、心的外傷の治療と児童の安心感の再形成など心のケアを行います。また、個別面接やマンツーマンの対応により大切にされる体験を積み重ねることで信頼感や自己肯定感（自尊心）を育みます。
  - 子どもが安心して過ごせる環境の整備や居場所づくり、子どもが安心して話ができる子どもと職員との関係形成に努めます。
  - SST（ソーシャルスキル・トレーニング）を通して、正しい言葉遣いの定着と自分の意見、感情を言葉で表現できるよう支援していくとともに、良いこと・悪いことを自ら判断できるよう生活の中で伝えていきます。また、良好な人間関係（他人との望ましい身体的距離感や精神的距離感）を形成するためのサポートを行います。
  - 毎月のホーム会議で被措置児童等虐待防止について意見交換を行います。また、子どもへの関わり方を常に確認し、不適切な関わりがあれば指摘しあい、見直すべきところは見直し、良いところは共有するなど、日々支援の在り方を点検します。
- (5) 家族との連携・協働の取り組み
- 児童の早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置して、保護者への養育相談や訪問指導などを行い、家庭の養育機能の回復支援や親子間の関係性の歪みの修復などを行います。また、こうした親子関係の再構築支援に当たっては、児童相談所等との密接な連携を図ります。
  - ホーム活動事例集やSNS等を通して、こどもたちが何を学んだか、どのような様子だったのか等、施設での生活の様子を伝えることで、保護者との関係性を継続し、家族との切れ目のない支援を行います。

(6) 地域における子育てを支援する取り組み

- 虐待の一つの背景として、核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況があることから、専任職員を配置し、地域のすべての児童家庭を対象にショートステイやトワイライトステイなど地域における子育てを支援する取り組みを積極的に行います。
- 家庭支援専門相談員を複数名配置して、地域支援・在宅支援の観点から、地域の要保護児童家庭や子育て家庭等に対する相談援助活動を行います。まずは、そうした家庭の掘り起こしのため、校区社協、校区自治会、校区民児協、小中学校・幼稚園・保育所、警察、校区青少協、医療機関などの校区内諸団体・機関のネットワーク化に取り組みます。また、活動に当たっては、施設内に専門職連絡会議を設置し、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等との連携を図ります。
- 心理療法担当職員を増員し、施設入所児童に対する心理支援だけでなく、保育園、里親家庭、地域の子育て家庭等に対する心理支援にも取り組みます。また、その取り組みに当たっては、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員との連携を図ります。
- 里親支援専門相談員により、地域組織を活用した里親の広報啓発、リクルート活動を行います。また、里親研修、レスパイトについては施設機能の活用を図ります。
- 心理療法担当職員を中心に施設内専門職が連携して、通所又は宿泊による親子支援プログラムの実施を目指します。
- 主体的に子ども食堂を開催し、子どもの貧困や孤食、孤立家庭の解消など要支援・要保護児童家庭の支援に努めます。
- 地域の子育てサークルに参加し、子育て世代との交流を深め、子育てに関する不安感や孤立感の緩和に取り組んでいきます。

(7) 継続的支援に向けた取り組み

- 巣立ちセミナーへの参加、お仕事カフェへの参加、奨学金等の社会資源の把握等により、適性や能力に応じて進路選択を行うことができるよう支援します。
- 自活に向けての準備講座（料理教室や先輩の講話など）や職業能力の向上に繋がる資格取得のための援助を行います。
- 卒園後を見据え、一人暮らし体験を実施するとともに、「巣立ちのための60のヒント」をベースに、一人暮らしに必要な様々な知識やスキルの獲得に向けた指導を行います。
- デジタル社会において加害者・被害者にならないようデジタルコミュニケーションツールを賢く活用する知識や知恵を学ばせます。また、情報弱者とならないようゲーム端末やタブレットなどを活用して子どもたちが情報機器に慣れ親しむよう工夫します。
- 退所した卒園児とのつながりが保てるよう食料品や日用品を詰めた『ふるさと便』を送り届け、卒園後も気軽に職員と連絡しやすいような環境づくりを行い、アフターフォローに取り組みます。
- 自立に失敗した児童、自立に困難が伴う児童に対しては、職業指導員や自立支援担当職員を中心に卒園後もアフターケアを行います。

(8) その他の取り組み

- 体系的な職員研修を実施して職員の資質向上に努めます。  
令和8年度の具体的な職員研修計画は別紙のとおり
- 次代を担う福祉職員の養成に資するため、福祉系大学、福祉系専門学校等の施設実習を積極的に受け入れます。
- 校区社協と連携したふれあい弁当やこども食堂の実施、ボランティアの積極的受け入れ、サマーフェスティバル in 童園やXマス会などの地域交流行事の開催、ホールや会議室の提供などにより地域に開かれた施設とします。また、学校や地域行事への参加と協力を通じて、施設と学校、施設と地域との距離を縮め、相互の理解に努めます。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育を推進するとともにチャレンジメニューの機会を増やして、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習

得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

- 施設の総合的な防災対策を強化し、非常時において子どもたちの命が危険に晒されないようにします。また、大規模災害時には地域の防災避難拠点として地域住民の安心・安全に協力します。
- ひやりはっと報告に基づきリスク情報を職員全体で共有します。そうすることで事故が起こる前の危険を予め察知し、事故となる要因を取り除いて、子どもたちの園内外での安全を確保します。
- ホーム内の清掃や整理整頓、衛生の保持、危険の未然防止、安全点検に努めます。また、衛生委員会で指摘された事項については、速やかに改善を図ります。
- 清掃活動その他の地域行事への参加と協力、地域から求められる役割を積極的に担うことを通して、地域に開かれた施設を目指します。

[月別指導計画]

月	指導計画	指導目標
4	新しい生活に慣れる 整理整頓 配膳	・仲良く思いやりをもって、お互いの立場を認め合う ・身の整理をしよう ・正しい配膳の仕方を学ぶ
5	公衆道徳 交通安全 楽しい食事	・皆のものをたいせつに。 ・交通規則を理解し、ルールを守る。 ・皆揃って楽しい食事
6	規律 衛生 食の衛生	・時間を守る ・衣類や寝具等の清潔 ・手洗いを丁寧にしよう
7	自然に親しむ 体験学習 バランス良い食事	・野外活動を楽しむ ・刃物の取扱を学ぶ ・好き嫌いをしない
8	夏休みを有意義に 事故に注意 ごみの減量	・いろんな体験に挑戦しよう ・行事の計画は十分に ・ごみを減らす工夫をする
9	地域に目を向ける 睡眠を十分に 献立に留意	・地域行事への参加 ・スポーツの練習は真剣に ・料理や材料の名前を覚える
10	本に親しむ 早寝早起き 咀嚼と健康	・興味のある本を読んでみよう ・夜更かしをしない ・ゆっくりよくかんで
11	責任を果たす 気温に注意 夜食に注意	・自分の役割をみつめよう ・寒暖に合わせた衣類の調整 ・夜食をとり過ぎない
12	安全な生活 火災に注意 食物を大切に	・部屋の換気に気をつける ・火の取り扱いに注意 ・粗末にしない
1	家族とのつながり 風邪に注意 行事食を学ぶ	・親族との交流を図ろう ・手洗いうがいの励行 ・マナーを身につける
2	忍耐力を培う 入浴のマナー 素材を生かす	・戸外で元気に遊ぶ ・丁寧に洗おう ・素材を味わおう
3	反省 心身の成長 食への感謝	・一年間を振り返り、次年度に生かす ・情緒の安定を図り希望につなぐ ・感謝の心を育てる

## 令和 8 年度行事予定表

月	暦	児 童	職 員
4	昭和の日	お花見 入学式・入園式・始業式 家庭訪問 施設交流試合	事務担当者会総会 心理部会総会 相談援助部会総会 看護師連絡会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日 児童福祉週間	こどもの日外食 藤崎台の大楠清掃 中学校体育大会	職員健康診断 熊本県養護協議会施設長会議 給食担当者会総会 ケアワーカー部会総会・研修会 法人理事会
6	夏至	サマーフェスティバル in 童園	法人定時評議員会 九州児童養護施設職員研究大会 事務担当者会研修会 相談援助部会定例会 看護師連絡会 球技大会打合せ会議 職員健康診断
7	海の日	熊本県児童福祉施設球技大会 終業式、夏休み	熊本県養護協議会施設長会議
8	山の日 旧盆	九州地区児童福祉施設球技大会 海水浴 盆帰省、家庭生活体験事業 さよなら夏休みゲーム大会	看護師連絡会
9	立秋 敬老の日 秋分の日	始業式 総合防災訓練 暁幼稚園運動会 小学校運動会	秋季スポーツ大会打合せ会議 西日本養護施設職員セミナー 法人理事会 法人評議員会 心理部会研修会
10	体育の日	秋季スポーツ大会 野外活動	給食担当者会秋季研修会 ケアワーカー部会研修会 新任職員現任訓練 相談援助部会研修会
11	文化の日 勤労感謝の日	藤崎台の大楠清掃 児童健康診断	事務担当者会研修会 心理部会研修会 全国児童養護施設長研究協議会

月	暦	児 童	職 員
12	師走 冬至	年末慰問 餅つき 童園クリスマス会 終業式 正月帰省、家庭生活体験事業	熊本県養護協議会施設長会議 相談援助部会定例会 看護師連絡会
1	元旦 成人の日	初詣 始業式 私立高校入試	熊本県養護協議会運営委員会 法人理事会 法人評議員会 心理部会研修会
2	節分 立春 建国記念日 天皇誕生日	節分（恵方巻） 公立高校入試 味噌づくり体験	職員健康診断 福祉サービス苦情解決研修会 ケアワーカー部会総会・研修会 事務担当者会総会・研修会 給食担当者部会研修会 相談援助部会定時総会・定例会 看護師連絡会
3	雛祭り 春分の日	雛祭り ナイトハイク 公立高校入試 卒園・卒業祝い 卒業式・卒園式・終業式 新任式・退任式	法人理事会 法人評議員会 熊本県養護協議会施設長会議

(その他)

- 避難訓練（毎月）
- ホーム長会・全体会
- 誕生日外食
- 職員会議（毎月）
- 施設運営会議（毎月）
- 専門職連絡会議（毎月）
- ホームリーダー会議（毎月）
- 各種委員会
- ジョブサポーター会議（4半期に1～2回）
- チャレンジクッキング（各ホームで計画を立て実施）  
・プチチャレンジクッキング（月1～2回）
- 買い物（随時）
- 部活動練習・試合
- 授業参観・保護者会
- 心理カウンセリング
- 卒園生新年会
- ふれあい弁当・こども食堂（毎月）
- 行政・社協・施設親善スポーツ大会
- 苦情解決委員会（年2回）